

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和5年11月20日（月）午前8時7分頃、周南市住吉町の建物において、消防隊員が傷病者を救急搬送するため通用玄関のドアを開放しようとした際、誤ってドアガラスを破損させた物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥77,132-

2 専決処分の年月日

令和5年12月20日